

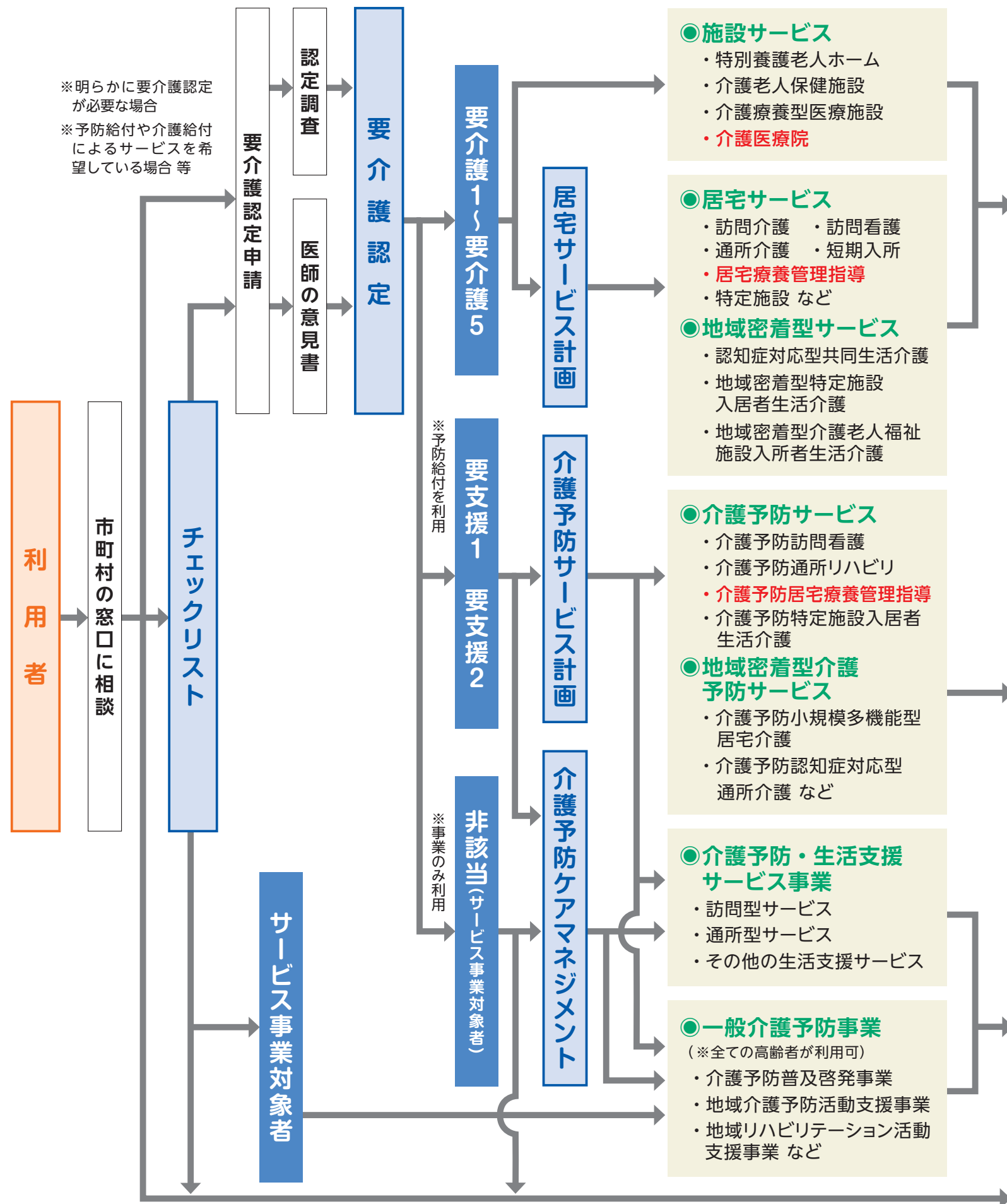
平成30年度

介護報酬改定の ポイント

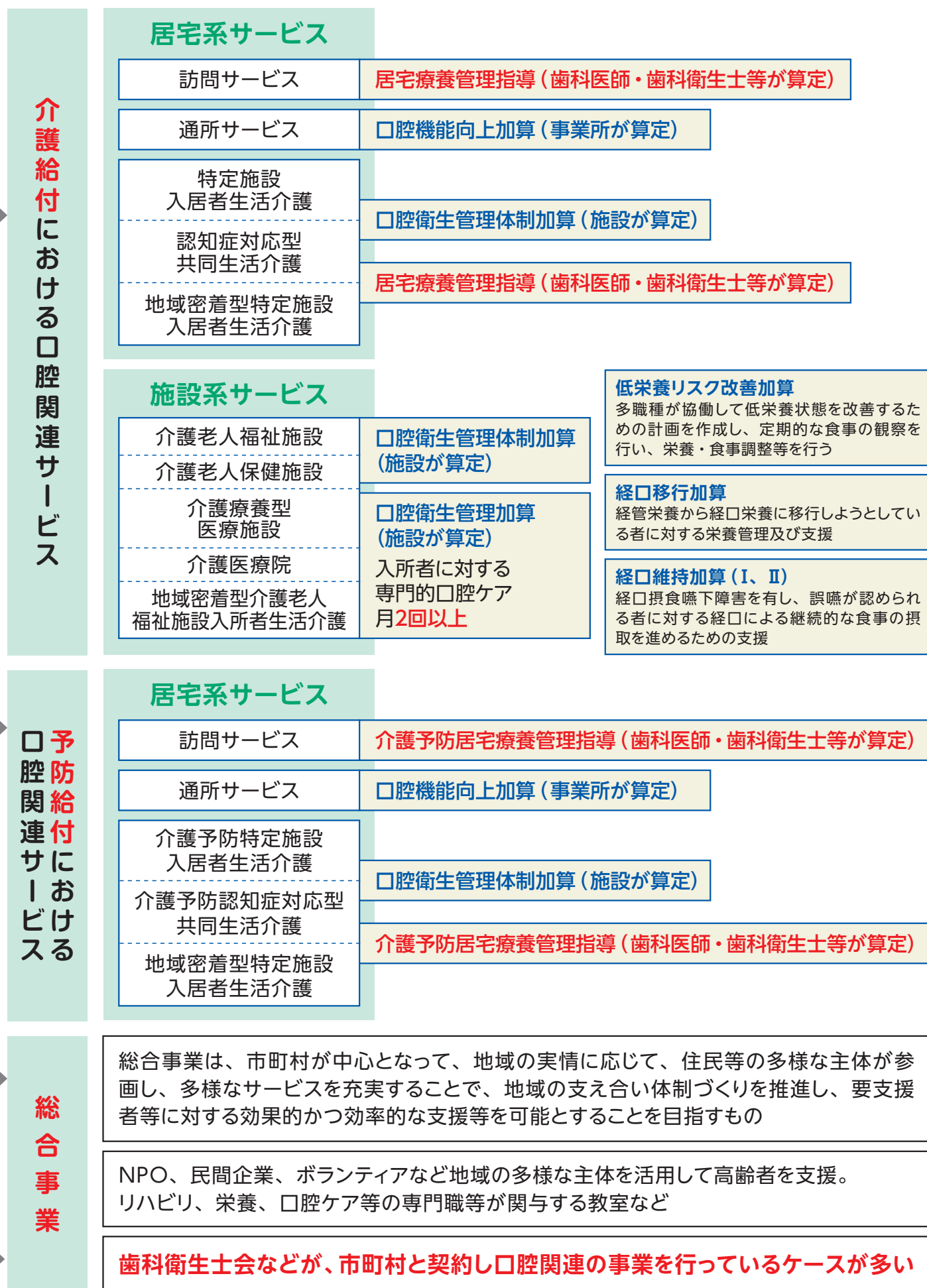
歯科・口腔関連項目の変更点を中心に



介護サービスの利用の手続き



口腔関連サービス



※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

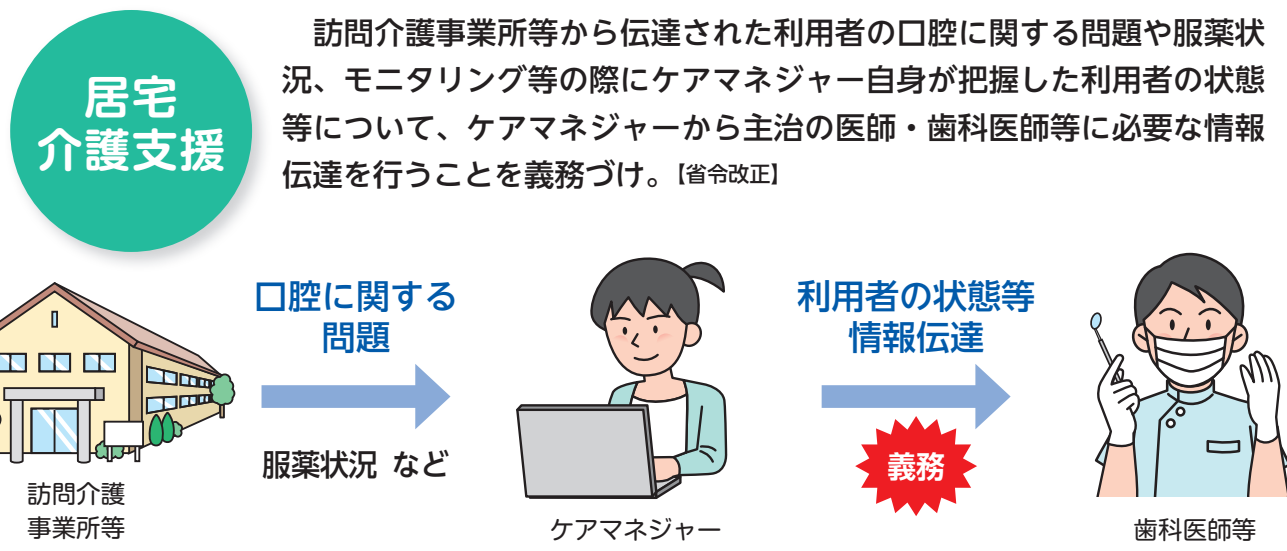
平成30年度 介護報酬改定のポイント

～歯科・口腔と関連すると考えられる項目～

地域包括ケアシステムの推進

医療・介護の役割分担と連携の一層の推進

医療と介護の連携の強化としての 居宅介護支援事業所と医療機関との連携の強化

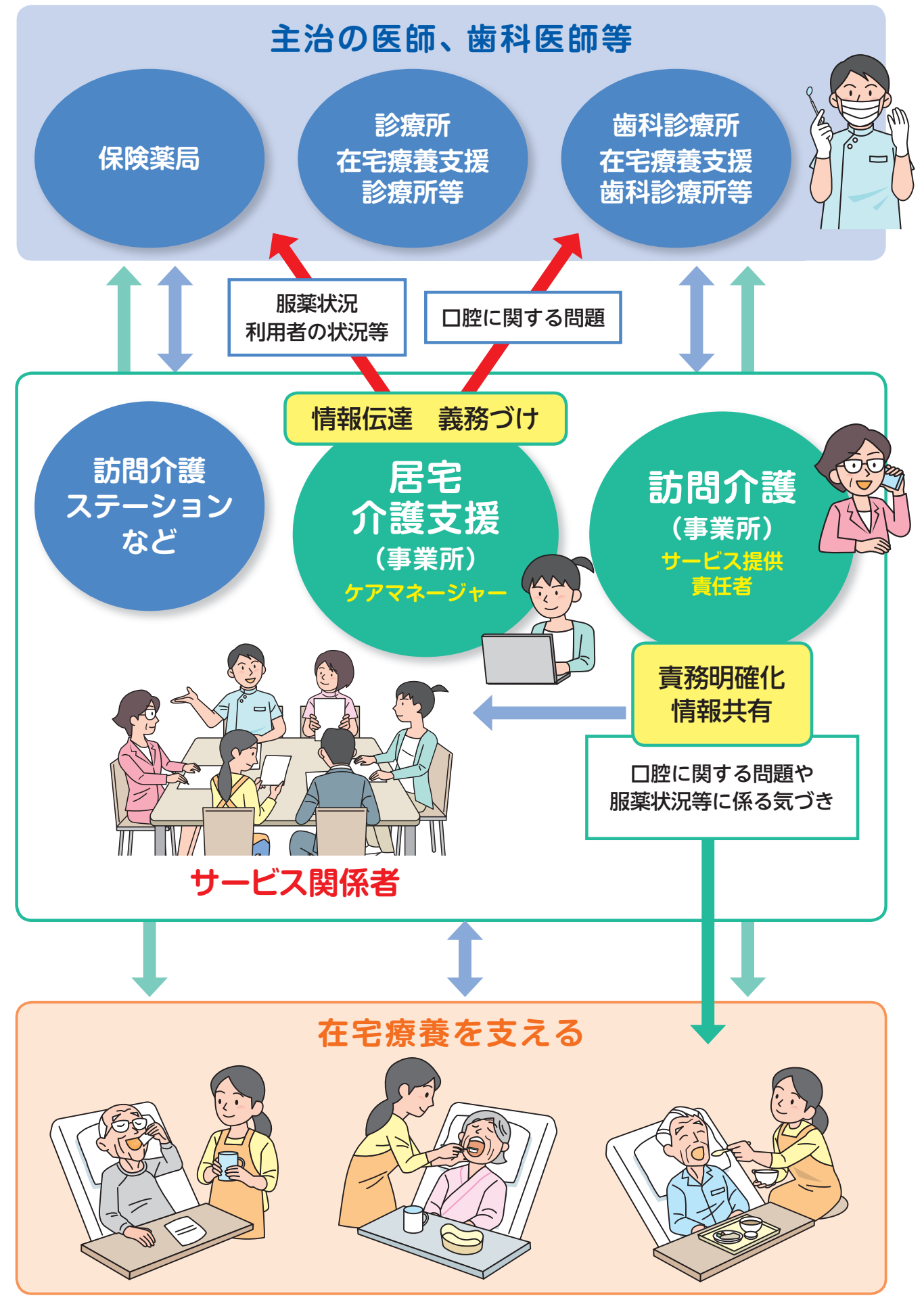


- 必要な情報の例**
- 薬が大量に余っている
 - 飲みきらないうちに新たに薬が処方されている
 - 口臭や口腔内出血がある**
 - 体重の増減が推測される見た目の変化がある
 - 食量や食事回数に変化がある
 - 下痢や便秘が続いている
 - 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
 - リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにもかかわらず提供されていない状況

訪問介護におけるサービス提供責任者の役割の明確化



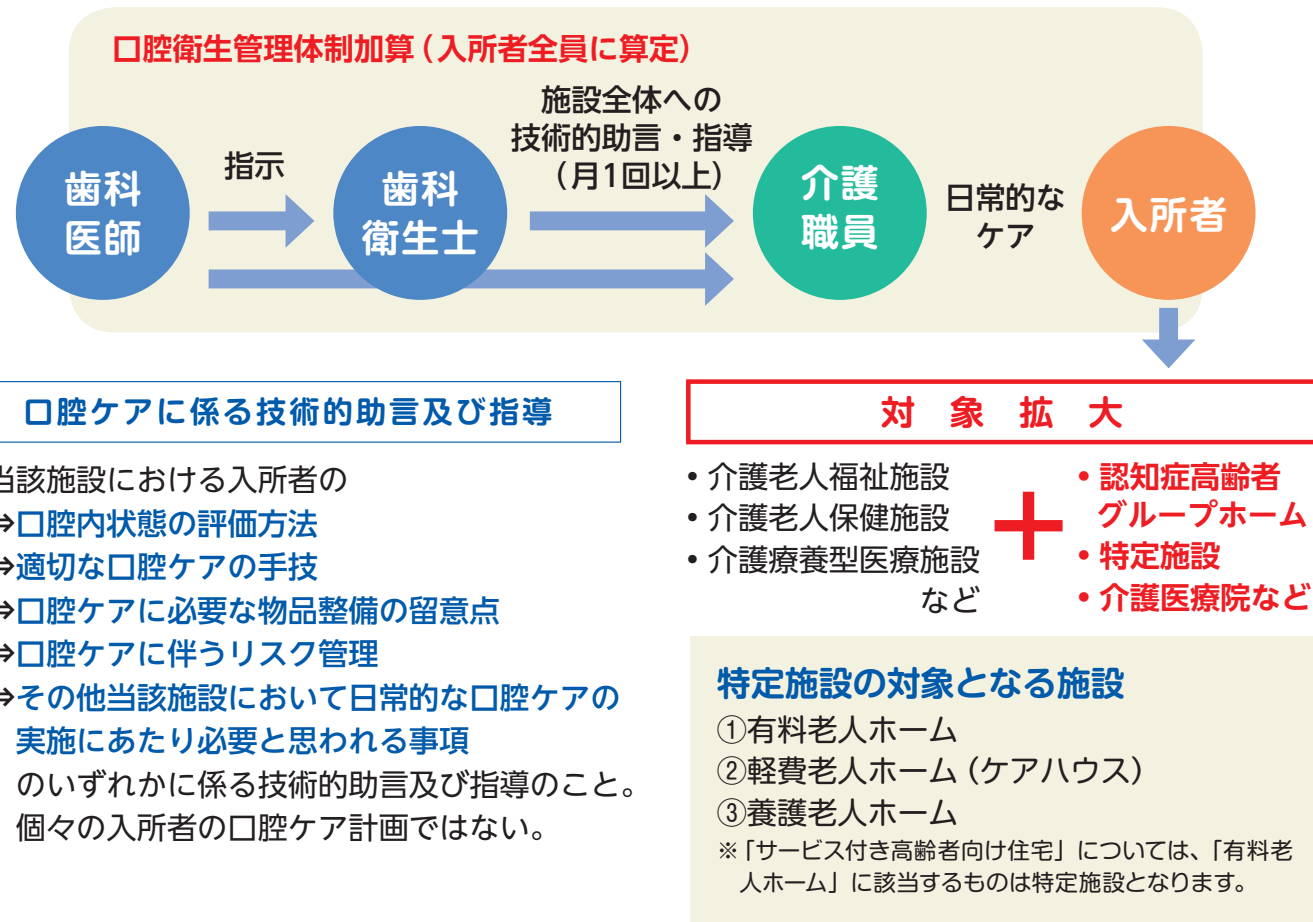
医療と介護 連携強化



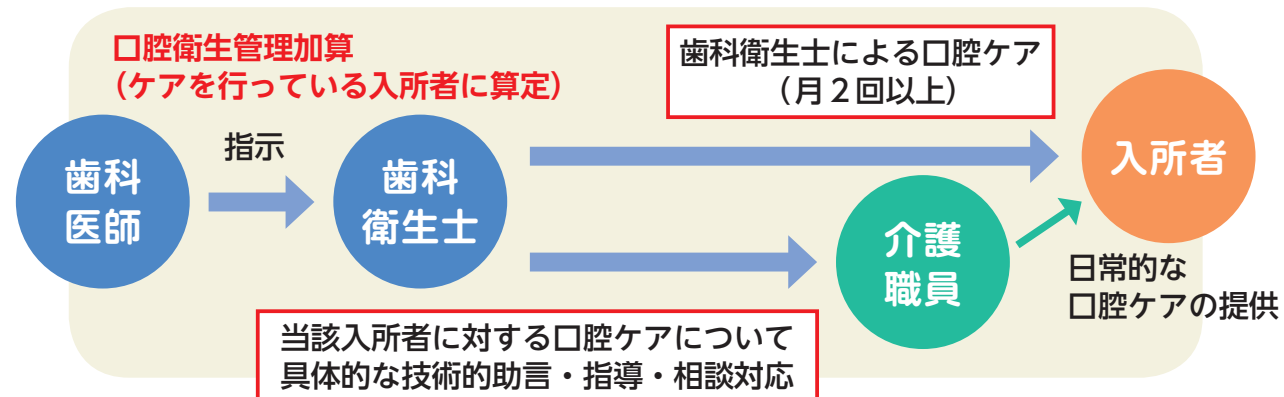
居住系及び施設系サービスでの 口腔衛生管理の充実

施設側が
算定

口腔衛生管理体制加算の居住系サービスへの拡大 30単位／月(新設)



口腔衛生管理加算の対象者拡大、実施回数緩和 110単位／月 → 90単位／月 月4回以上 → 月2回以上



- 口腔衛生管理体制加算が算定されている場合
- 歯科訪問診療料が算定された月も算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された月においては、訪問歯科衛生指導料が2回までの場合に算定

サービス	施設等	口腔衛生管理体制加算	口腔衛生管理加算
居宅サービス	特定施設入居者生活介護 介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、 軽費老人ホーム(ケアハウス) 注・介護保険の指定あるもの	○ 新設	
介護予防サービス (介護度が要支援1、2)	介護予防特定施設入居者生活介護	○ 新設	
施設サービス	介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 常時介護が必要で在宅生活が困難な方 基本的に要介護3以上の認定を受けた方	○	○ 変更
	介護老人保健施設 リハビリテーションなどの医療サービスを提供し、 家庭への復帰を目指す施設 要介護1より利用可能	○	○ 変更
	介護療養型医療施設 特別養護老人ホームや介護老人保健施設に比べて、 医療や介護の必要度が高い方を対象 要介護1より利用可能 介護療養病床を持っている病院・有床診療所は、 6年間の猶予期間(～2024年3月末)の間に、 病床を閉じるか、あるいは別の機能の病床に転換	○	○ 変更
	介護医療院(新設) 要介護者に対し、「長期療養のための医療」と 「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する	○ 新設	○ 新設
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護 認知症高齢者グループホーム 常認知症の方が少数で共同生活をしながら、地域の 住民と交流等により、認知症の症状緩和を図っていく	○ 新設	
	地域密着型特定施設入居者生活介護 定員29人以下の小規模で運営される介護付 有料老人ホーム等(介護専用型特定施設)	○ 新設	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 定員29人以下の小規模で運営される特別養護老人ホーム	○	○ 変更
地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型共同生活介護	○ 新設	

歯科医師・歯科衛生士等が算定する事項

医療との整合性を踏まえた 訪問人数等に応じた居宅療養管理指導の評価の見直し

【居宅療養管理指導（訪問系サービス）】——集合住宅関係

歯科 医師

- 単一建物居住者が1人
→ **507**単位
- 単一建物居住者が2～9人
→ **483**単位
- 単一建物居住者が10人以上
→ **442**単位

●対象は、在宅の利用者で通院が困難な者

●指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導及び助言

●単一建物居住者の人数に従い、一人当たり
1月に2回を限度に算定

歯科 衛生士等

- 単一建物居住者が1人
→ **355**単位
- 単一建物居住者が2～9人
→ **323**単位
- 単一建物居住者が10人以上
→ **295**単位

●対象は、在宅の利用者で通院又は通所が困難な者

●指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が、訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、訪問して実地指導

●単一建物居住者の人数に従い、一人当たり
1月に4回を限度に算定

参考：従来

- 同一建物居住者以外 → 歯科医師 503単位 / 歯科衛生士等 352単位
- 同一建物居住者 → 歯科医師 452単位 / 歯科衛生士等 302単位

離島や中山間地域等での 加算の創設

※居宅療養管理指導に加算

居宅療養管理指導にも範囲拡大

特別地域加算

1回につき**所定単位数の100分の15（新設）**

中山間地域等における小規模事業所加算

1回につき**所定単位数の100分の10（新設）**

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

1回につき**所定単位数の100分の5（新設）**

歯科訪問診療料の注9を算定している → 算定不可

注9 保険医療機関の所在地と訪問先の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合又は海路による歯科訪問診療を行った場合で、特殊の事情があったときの歯科訪問診療料は、別に厚生労働大臣が定めるところによって算定する。

算定要件等

●特別地域加算：離島振興法、山村振興法等の指定地域等の特別地域^(※1)に所在する事業所が居宅サービスを行うことを評価するもの

※1：離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法等に定める地域

●中山間地域等における小規模事業所加算：特別地域の対象地域を除く豪雪地帯、過疎地域等の中山間地域等^(※2)における小規模事業所^(※3)が居宅サービスを行うことを評価するもの

※2：特別地域加算対象地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する

法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定める地域

※3：1月当たり延訪問回数が50回以下の指定居宅療養管理指導事業所、5回以下の指定介護予防居宅療養管理指導事業所

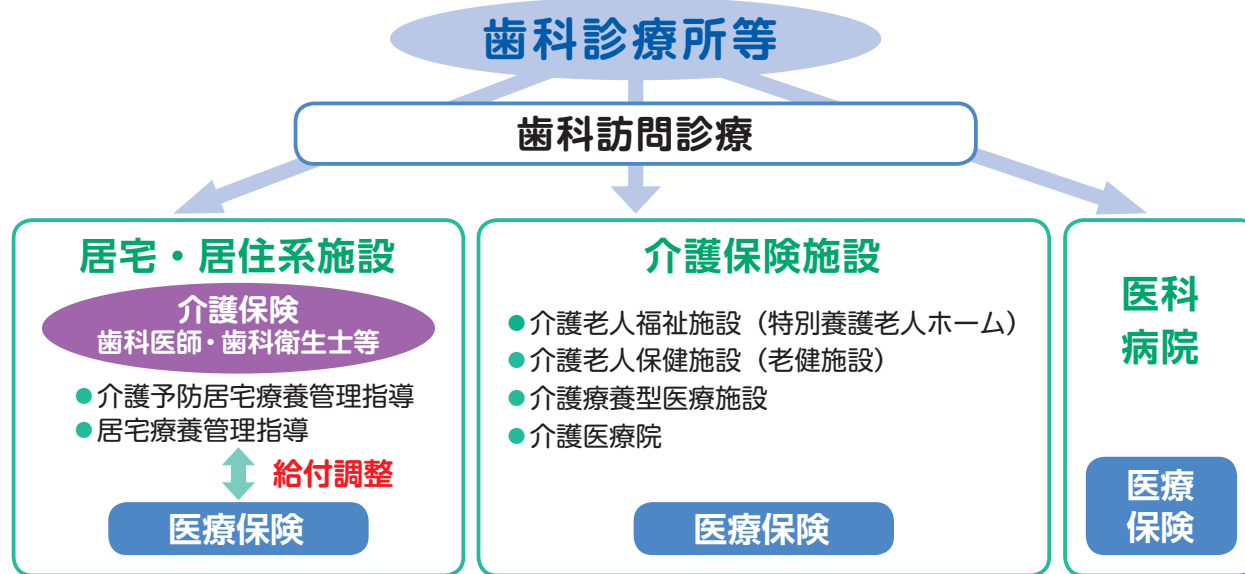
●中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：特別地域、中山間地域等^(※4)に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域^(※5)を越えて居宅サービスを行うことを評価するもの

※4：特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象地域

※5：通常の事業の実施地域は運営基準に基づく運営規程に定める。

居宅療養管理指導における医療保険との給付調整の概要

訪問先の確認が大切



診療報酬

● 歯科訪問診療料 (歯科訪問診療 1・2・3)

同一建物に居住する患者数と患者一人につき診療に要した時間 (例外あり) に従い算定する

■ 歯科訪問診療

同一建物
居住者

● 歯科訪問診療補助加算

同一建物に居住者以外の場合 or 同一居住者の場合に従い算定する

同一日の
人数

● 訪問歯科衛生指導料

単一建物診療患者数 (同一月に訪問歯科衛生指導を行っているもの) に従い算定する

介護報酬

● 歯科医師 (介護予防) 居宅療養管理指導

単一建物居住者の人数に従い月2回を限度に算定する

■ 居宅療養管理指導

単一建物
居住者

● 歯科衛生士等 (介護予防) 居宅療養管理指導

単一建物居住者の人数に従い月4回を限度に算定する

同一月の
人数

単一建物居住者数 (同一月) に従って算定する

介護保険と医療保険との給付調整に留意!

- 居宅及び、居住系施設 (居宅扱いの施設) では、要介護 (要支援) 認定者への歯科衛生士等の訪問歯科衛生指導は算定できず、介護保険の歯科衛生士等の (介護予防) 居宅療養管理指導を算定する
- <病院などの入院患者、介護保険施設の入所者以外の患者> 同一月において、(介護予防) 居宅療養管理指導 (歯科医師が行う場合に限る) を算定した場合



同一月に
算定できない項目

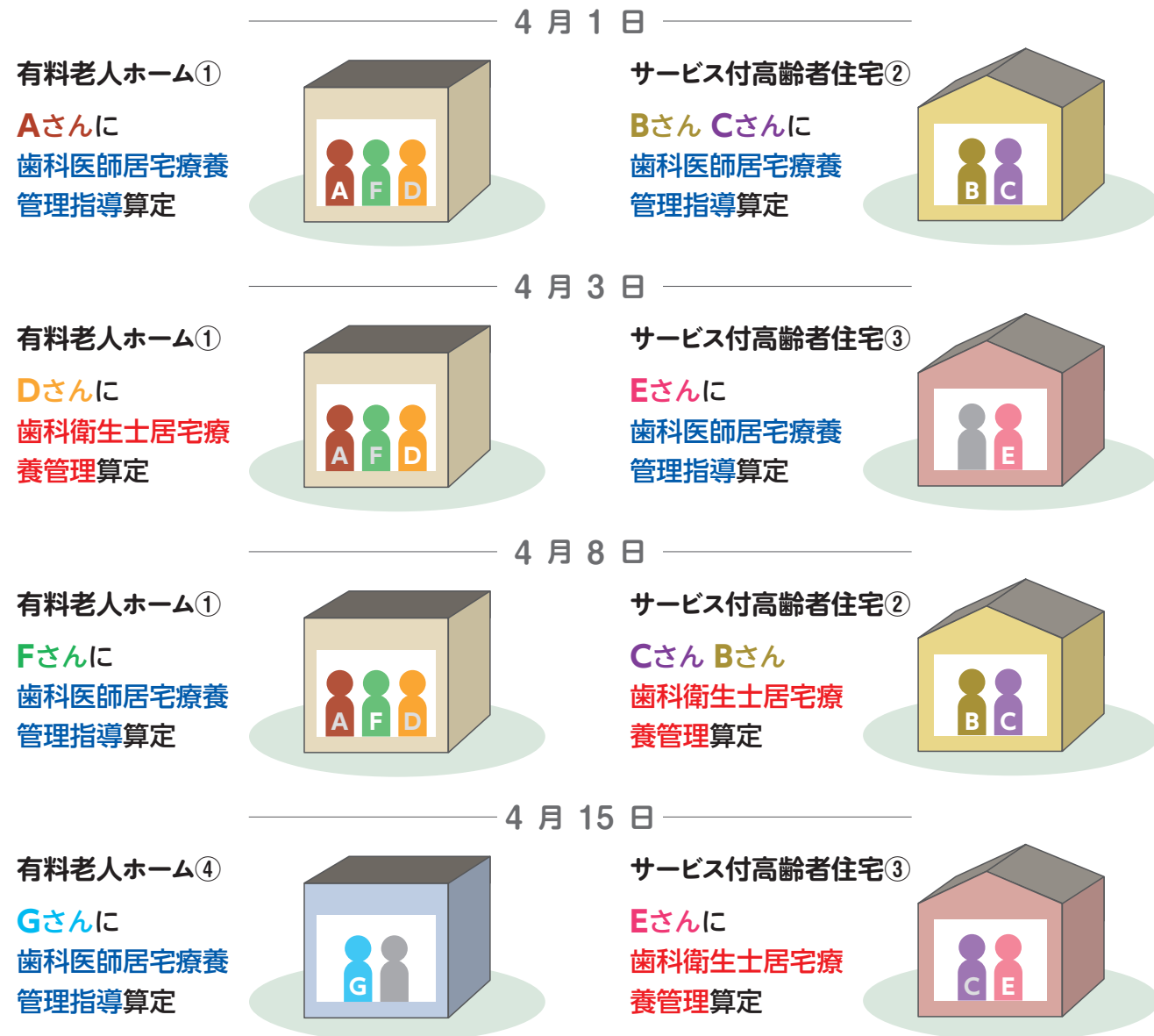
B000-4 歯科疾患管理料
B002 歯科特定疾患療養管理料
B009 診療情報提供料 (I)
※注2及び注6

C001-3 歯科疾患在宅療養管理料
C001 在宅患者訪問口腔
リハビリテーション
指導管理料

C001-3 歯科疾患在宅療養管理料の算定を算定要件とするものは、(介護予防) 居宅療養管理指導を算定し、当該管理料で規定される管理計画の内容を含む管理計画を策定している場合においては、当該管理料を算定したものとみなすことができる

居宅療養管理指導 単一建物の考え方—算定例

歯科医師居宅療養管理指導 歯科衛生士居宅療養管理指導



歯科医師居宅療養管理指導

【建物ごとの単一建物算定利用者数】	【利用者ごと歯科医師居宅療養管理指導単位数】
有料老人ホーム① 利用者 A F 計2人	Aさん Fさん 483単位
有料老人ホーム④ 利用者 G 計1人	Gさん 507単位
サービス付き高齢者住宅② B C 計2人	Bさん Cさん 483単位
サービス付き高齢者住宅③ E 計1人	Eさん 507単位

歯科衛生士居宅療養管理指導

【建物ごとの単一建物算定利用者数】	【利用者ごと歯科衛生士居宅療養管理指導単位数】
有料老人ホーム① 利用者 D 計1人	Dさん 355単位
サービス付き高齢者住宅② B C 計2人	Bさん Cさん 323単位
サービス付き高齢者住宅③ E 計1人	Eさん 355単位

「同一建物居住者」と「単一建物居住者」の違い



当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の歯科医師が**同一日**に歯科訪問診療又は指定（介護予防）居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者

- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者

- 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者



当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、**同一月**に歯科訪問診療又は指定（介護予防）居宅療養管理指導（歯科衛生士にあっては、**同一月**に指定（介護予防）居宅療養管理指導）を行う場合の当該利用者

- ユニット数が3以下の認知症対応型生活介護事業所
↓
各ユニットで算定する人数を「単一建物居住者」の人数とみなす

- 1つの居宅に同居する同一世帯の利用者が2人以上
↓
利用者ごとに「単一建物居住者が1人の場合」を算定

- 利用者数が、建築物の戸数の10%以下の場合又は建築物の戸数が20戸未満であって、利用者が2人以下
↓
それぞれ「単一建物居住者が1人の場合」を算定

その他のポイント

介護医療院の創設（介護保険施設）

主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とし、新設された介護保険施設

- 介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）
 - 老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）
- を提供

介護保険施設における口腔・栄養関連で歯科が関係する項目

- 施設側が算定
- 経口維持加算、経口移行加算：今回の改定では変更はありません
 - 栄養スクリーニング加算、低栄養リスク改善加算が新設されました
 - 介護保険施設における栄養関連の項目を理解し、施設側の職員等と連携協働して、「口から食べること」を支援しましょう

経口維持加算 → (Ⅰ) 400単位 / 月、(Ⅱ) 100単位 / 月

経口移行加算 → 28単位 / 日

ヒント!

食事の観察（ミールラウンド）及び会議等では、その介護保険施設にかかわる医師、ケアマネジャー、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護職員などと連携協働して、摂食嚥下機能の評価を行い、食環境、食形態、食事介助方法、歯科疾患治療の必要性などについて、経口維持計画などへの指導や提案をしましょう。



【経口維持加算に関する参照資料】

●平成27年度厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）要介護高齢者の経口摂取支援のための歯科と栄養の連携を推進するための研究研究班「多職種経口摂取支援チームマニュアル—経口維持加算に係る要介護高齢者の経口摂取支援に向けて—平成27年度版」

※本マニュアルは、日本歯科医師会ホームページ・メンバーズルーム「地域保健全般」→「介護保険・介護報酬」→「経口摂取支援に関するマニュアル及びパンフレット」内にも掲載しております。

●経口維持加算チラシ

※日本歯科医師会ホームページ・メンバーズルーム「地域保健全般」→「介護保険・介護報酬」→「平成27年度介護報酬改定に係る施設関係者向けチラシ」



今回の改定で 新設された栄養関連の 加算項目（事業所が算定）

通所介護・通所リハビリテーション・
小規模多機能型居宅介護などへの加算
栄養スクリーニング加算 → 5単位 / 回（新設）

通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護などにおける栄養改善の取り組みを推進するため新設されました。

算定要件等


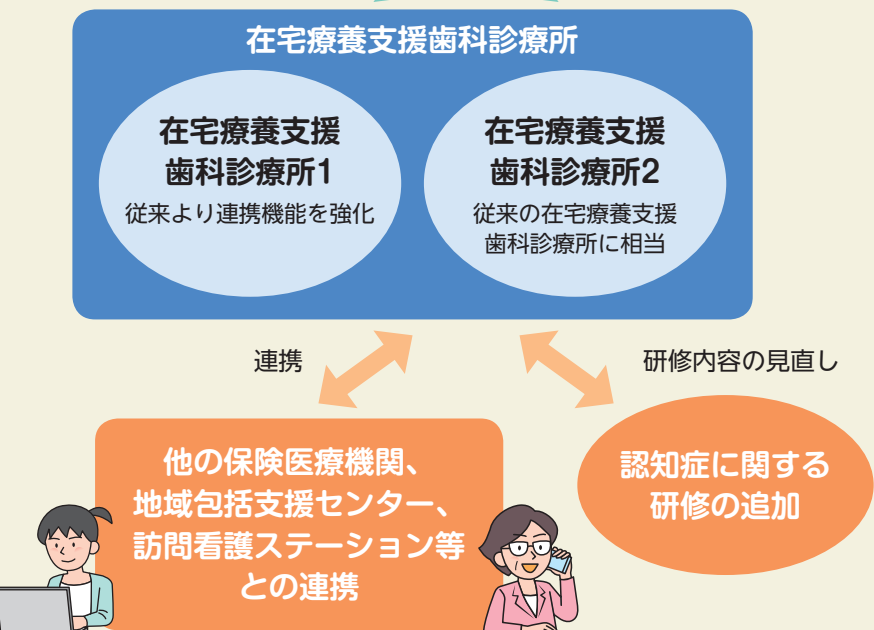
サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する

介護保険施設における、栄養改善の取り組みの
推進として新設されました。
低栄養リスク改善加算 → 300単位 / 月（新設）

算定要件等

- 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を月1回以上行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成（栄養ケア計画と一体）した場合
- 当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき加算
- 医師又は歯科医師の指示に基づき、6月を超えて実施される場合は、概ね2週間ごとに指示を受ける
- 栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない

【平成30年度】介護保険と関わる医療保険の主な算定項目

<p>かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療、介護に関する連携等 ●多職種連携等 <ul style="list-style-type: none"> ●多職種連携による口腔機能管理
<p>在宅療養支援歯科診療所が</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (連携機能強化) 2 (従来型) <p>介護関連が医療保険の施設基準に！</p> 	 <p>在宅療養支援歯科診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援歯科診療所1 (従来より連携機能を強化) 在宅療養支援歯科診療所2 (従来の在宅療養支援歯科診療所に相当) <p>他の保険医療機関、地域包括支援センター、訪問看護ステーション等との連携</p> <p>認知症に関する研修の追加</p>
<p>退院時共同指導料 1 歯科は変更なし</p>	<p>入院中 1 回に限り 在宅療養支援歯科診療所 1、2 の場合 900 点 その他 500 点</p>
<p>歯科訪問診療料 歯科訪問診療補助加算</p>	<p>歯科訪問診療補助加算がすべての歯科医院で算定可能に</p>
<p>歯科訪問診療料 歯科訪問診療移行加算</p>	<p>通院していた患者が訪問診療になった時に算定できる (新設)</p>
<p>訪問歯科衛生指導料</p>	<p>注意！ 在宅療養管理指導と同じ区分に変更</p>
<p>歯科疾患在宅療養管理料 【栄養サポートチーム等連携加算】</p>	<p>在宅療養支援歯科診療所 1 の場合 320 点 在宅療養支援歯科診療所 2 の場合 250 点 上記以外の場合 190 点</p> <p>〈在宅療養管理指導を算定した月は歯科疾患在宅療養管理料を算定できない〉</p> <p>※入院患者に栄養サポートチーム等の構成員として診療を行い、口腔機能評価に基づく管理を行った場合は、栄養サポートチーム等連携加算 1 (NST) として 80 点を加算</p> <p>※介護保険施設等に入所している患者に対して、食事観察等に参加し、口腔機能評価に基づく管理を行った場合は、栄養サポートチーム等連携加算 2 (ミールラウンド) として 80 点を加算</p> <p>※栄養サポートチーム等連携加算 2 は、入所している施設等に介護福祉施設、介護老人保健施設に加え、介護医療院、介護療養施設、特定施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護サービスを追加</p>
<p>在宅等療養患者 専門的口腔衛生処置 歯科衛生士の新たな評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科衛生指導料を算定した日は算定できない ・機械的歯面清掃処置は別に算定できない